

## 富士市公共交通協議会分科会の設置について

今年度、富士市バリアフリーマスタープラン策定及び富士駅周辺地区バリアフリー基本構想改定を行うとともに、富士市地域公共交通利便増進実施計画を策定するため、その内容について専門的事項の議論を行うことを目的として、それぞれ分科会を設置します。

富士市公共交通協議会規則 [抜粋]

(分科会)

第4条 協議会は、専門的事項について調査及び審議をさせるため、分科会を置くことができる。

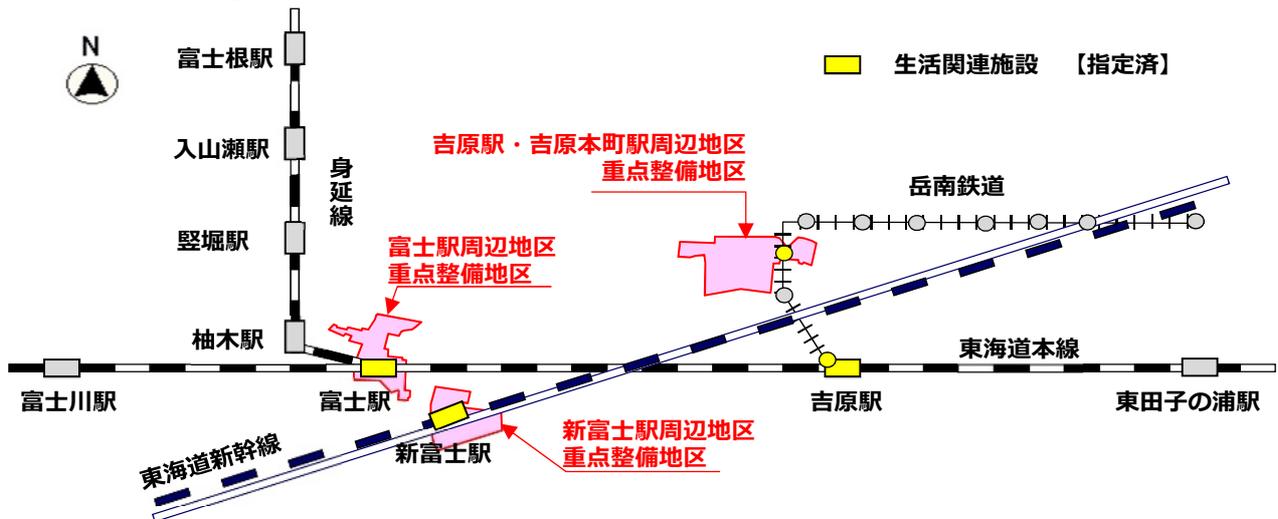
2 分科会の分科会長及び分科会に属する委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 分科会長は、分科会の会務を総理する。

### 1 バリアフリー分科会の設置について

#### (1) 背景

- 本市では、平成 16 年度に新富士駅周辺の重点整備地区などを定めた「新富士駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、平成 19 年度に「吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想」、平成 25 年度に「富士駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定するとともに、該当駅等のバリアフリー化整備を行ってきました。



- こうした中、令和 2 年、国が、バリアフリー法に基づく鉄道駅のバリアフリー化についての基本方針を見直したことにより、整備目標の中に 2,000 人/日以上 of 鉄道駅が追加されました。しかしながら、該当駅をバリアフリー化するためには、市が、駅施設や周辺の公共施設などの生活関連施設や経路を設定する基本構想を策定することが条件となりました。

#### (2) 目的

- 上記の見直しを受け、JR 東海道線富士川駅や東田子の浦駅などの条件に該当する駅のバリアフリー化を進めるため、既に策定した「富士駅周辺地区バリアフリー基本構想」の内容を改定し計画整備を行います。
- また、個々の施設だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とした「富士市バリアフリーマスタープラン」を併せて策定します。

- ▶ これら「富士駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定及び「富士市バリアフリーマスタープラン」の策定に当たり、その内容について専門的事項の協議を行うため分科会を設置するものです。

## 2 利便増進分科会の設置について

### (1) 背景

- ▶ 令和2年度に策定した富士市地域公共交通計画において、本市の公共交通ネットワークの維持確保を明示しています。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた公共交通利用者の減少がもたらす公共交通事業の減収は、交通事業者の経営を厳しいものとし、現状の公共交通ネットワークの維持確保が困難になりつつあります。
- ▶ 現在、富士急静岡バス㈱からは路線バス廃止の希望である退出申出が12路線で行われていることから、路線維持のための方策の検討が喫緊の課題となっています。

### (2) 目的

- ▶ 上記を受け、国が規定する「地域公共交通利便増進実施計画※」の策定により、既存の交通を再編し、利便の増進を図ることで、利用者の増加、ひいてはネットワークの存続を目指します。
- ▶ 「地域公共交通利便増進実施計画」の策定に当たり、その内容について専門的事項の協議を行うため分科会を設置するものです。

#### ※地域公共交通利便増進実施計画

路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤ改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業の計画。事業は、地域公共交通活性化再生法に規定され、地域における移動手手段の確保や地域公共交通の充実を図るために整備された事業の一つであって、法定計画である地域公共交通計画へ位置付ける必要がある。

#### (分科会委員名簿 (案))

選出団体等	役職等	氏名	分科会 バリアフリー	分科会 利便増進
一般社団法人静岡県バス協会	専務理事	堀内 哲郎		○
富士急静岡バス株式会社	取締役社長	斎藤 俊之		○
山梨交通株式会社	路線バス事業部兼 運輸管理部副部長	岡 博仁		○
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	総務課長	加藤 祐司	○	
富士市悠容クラブ連合会	会長	大原 孝次	○	○
富士市障害者自立支援協議会	会長	長谷川 真美	○	
富士商工会議所	総務部長	大村 裕二		○
富士市町内会連合会	副会長	井出 和雄	○	
国土交通省静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	風岡 昌吾	○	○
静岡県富士土木事務所	次長兼企画検査課長	木村 丈尚	○	